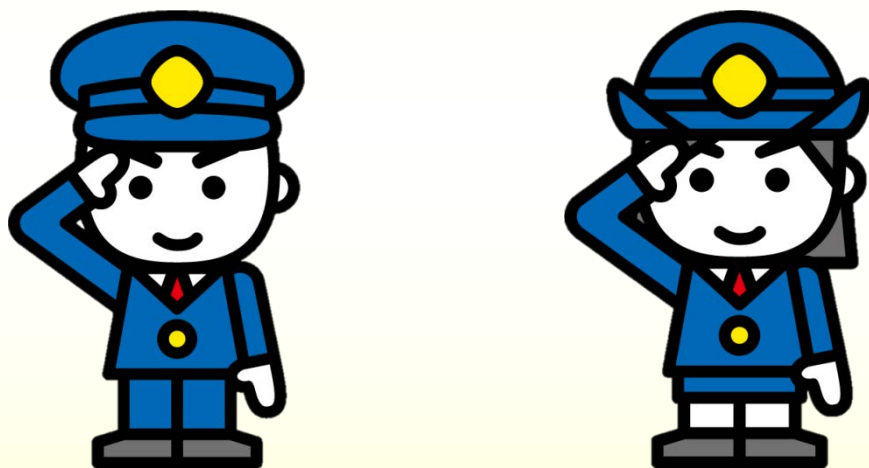


個室型店舗の 防火安全対策 マニュアル



横浜市消防局

はじめに

平成 19 年1月に兵庫県宝塚市で発生したカラオケボックス火災をはじめ、平成 20 年 10 月には大阪市浪速区で個室ビデオ店火災が発生するなど、近年、個室型店舗といわれる施設において、多数の犠牲を伴う火災が多発しています。

このマニュアルは、これらの重大な火災の状況を踏まえ、施設の設置や運営に携わる関係者の方々に、**法令で定められた対策のほかに**、潜在する危険に対処するための防火安全対策を提案することで、市民の皆様が安心して利用できる施設を整備することを目的としています。

気付き！



◆個室型店舗の種類

個室型店舗とは、消防法施行令別表第1の(2)項二に掲げる遊興のための設備又は物品を個室において客に利用させる役務を提供する店舗のことで、次のような施設があります。



カラオケボックス



漫画喫茶



インターネットカフェ



個室ビデオ



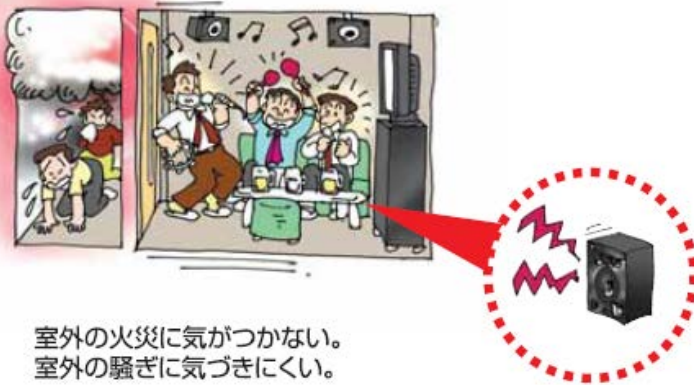
テレフォンクラブ

※壁、天井、戸等により完全に区画された個室を有する施設だけでなく、つい立て、カーテン等で簡易的に間仕切られた個室に準じた閉鎖的なスペースを有する施設も個室型店舗に該当する場合があります。

◆個室型店舗に潜在する危険性

個室型店舗には、その独特の店舗構造やサービス形態により、火災時の様々な危険性が潜在しています。

●大音響



室外の火災に気がつかない。
室外の騒ぎに気づきにくい。

●閉鎖環境



眠ってしまって、室外の火災に気がつきにくい。



●人手不足

少ない従業員で、火災へ対応しきれない。

●寝たばこによる出火



利用者が、たばこに火を付けたまま寝てしまったら…
寝たばこの危険性を常に警戒しなくてはなりません。

●密集構造



煙が充満しやすく、避難経路が断たれやすい。



個室型店舗には様々な危険性が潜在しています。
店舗の構造や提供するサービスの内容を考慮し、
どのような防火安全対策を講じる必要があるか
検討してみましょう!!

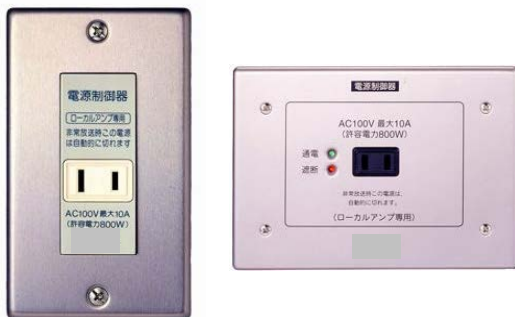
対策その1 火災の早期覚知

◆火災を知らせる警報音を聞き取りやすくする！

個室型店舗は、カラオケによる騒音やヘッドホン等の利用により、火災の発生を知らせる警報音が聞き取りづらくなっています。

火災発生時に、自動火災報知設備の作動と連動して、カラオケやテレビ等の電気機器への電源供給を遮断し、警報音以外の音を自動的に停止するカットリレー等の装置を設置しましょう。

カットリレー



カットリレーとは、火災信号を受信することにより、電源供給を遮断するための設備です。

電源カットリレー、カットリレーコンセント、電源制御器という名称で呼ばれることもあります。

当該コンセントに接続された電気機器は、火災発生時に自動火災報知設備の作動と連動して電源供給が遮断されます。

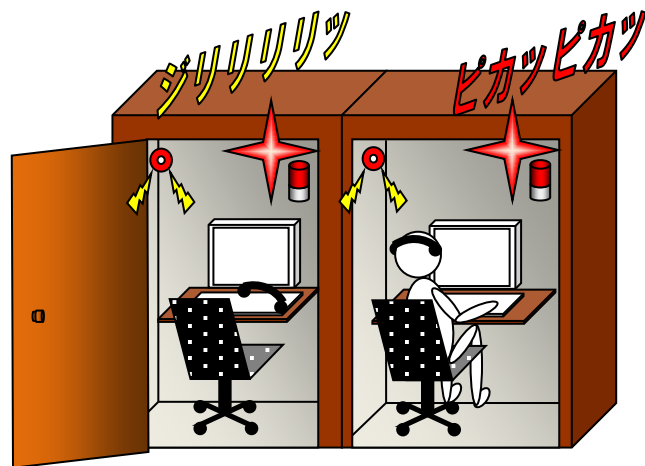
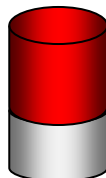
◆視覚的に火災の発生を知らせる！

自動火災報知設備の作動と連動して、フラッシュライト又は赤色灯等が点滅するなど、視覚的に火災の発生を知らせる方法もあります。

フラッシュライト



赤色灯



◆2段階目の動機付けを与える！

火災発生時には、利用客が火災の発生に気付くのが遅れることを前提に、従業員が各個室を回り、火災の発生を確実に利用客に知らせ、迅速な避難誘導を実施することが逃げ遅れの防止に繋がります。

自動火災報知設備等の警報音による避難開始の動機付けに加えて、各個室ごとに大声で叫んだり、ドアを強打することで、2段階目の動機付けを与えるようにしてください。

その際、携帯拡声器を使用するとより効果的なため、施設内に携帯拡声器を備えておきましょう。



眠っていたり、アルコールをたくさん飲んだ利用客には、目がさめるよう、携帯拡声器が効果的です。

※2段階目の動機付けのために従業員が各個室を回る際には、火源の位置を把握し、自らの逃げ道が火煙等により閉ざされることがないように常に注意を払う必要があります。

◆注意喚起の標識を設置する！

各個室内の見やすい箇所に、ヘッドホン等を大音量で利用した場合、火災の発生を確認できない危険性がある旨の標識を掲出するなど、利用客に注意喚起し、火災の発生を早期に覚知できる環境の整備に努めましょう。



ヘッドホン等大音量で利用すると、火災が発生した際に警報音が聞き取れない場合があります!!

寝たばご注意!!



ボリュームは控えめに!!



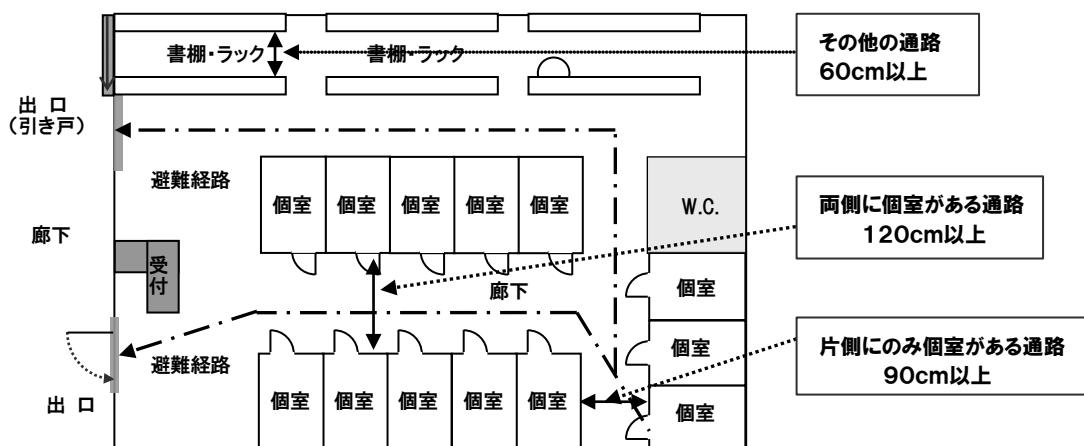
対策その2 避難経路の確保

◆通路幅員を確保する！

個室型店舗では、火災等の避難時に、個室の利用客が廊下に一斉に集まり、混雑することが想定されます。避難上の安全を確保するために、通路幅員を確保しましょう。

☆確保する通路幅員の目安

- ・個室からの避難経路に該当する通路のうち、両側に個室があるものは120センチメートル以上、片側にのみ個室があるものは90センチメートル以上
- ・上記以外の通路は60センチメートル以上



◆2方向避難を確保する！

個室型店舗では、火災の際、火元の位置等により短時間で避難経路が遮断される危険性があります。

1つの経路が遮断された場合でも、他の異なる経路で避難できるように、各個室から2以上の避難経路を確保しましょう。

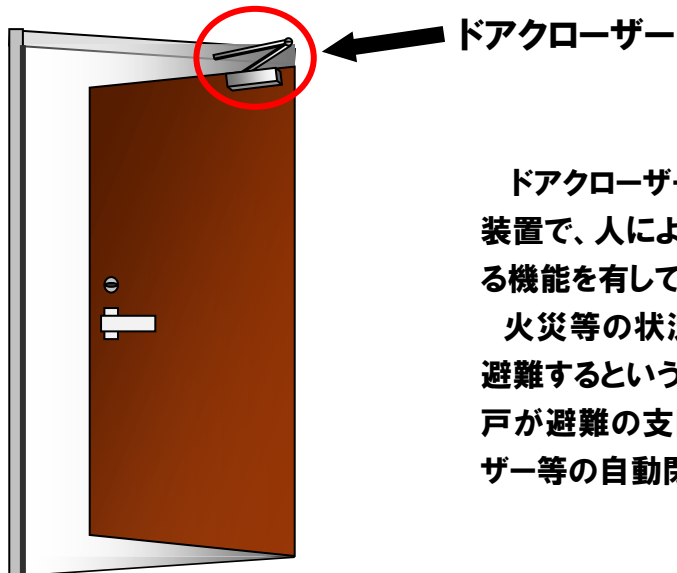
※通路幅員及び2方向避難については、横浜市火災予防条例や横浜市建築基準条例により規制がかかる場合があります。(次項Point参照)



Point 1 横浜市火災予防条例等による規制

横浜市では、個室に設ける外開きの戸のうち、避難経路に該当する通路に面するものは、自動閉鎖式とするよう義務付けられています。(横浜市火災予防条例第 64 条の3)

これは、避難時に開放された状態のままになっていると、廊下の幅を狭めてしまい、避難上の支障となるためです。一般的な自動閉鎖装置にはドアクローザー等があります。



ドアクローザーとは、開き戸に取り付けられる装置で、人により開けられた戸を自動的に閉める機能を有しています。

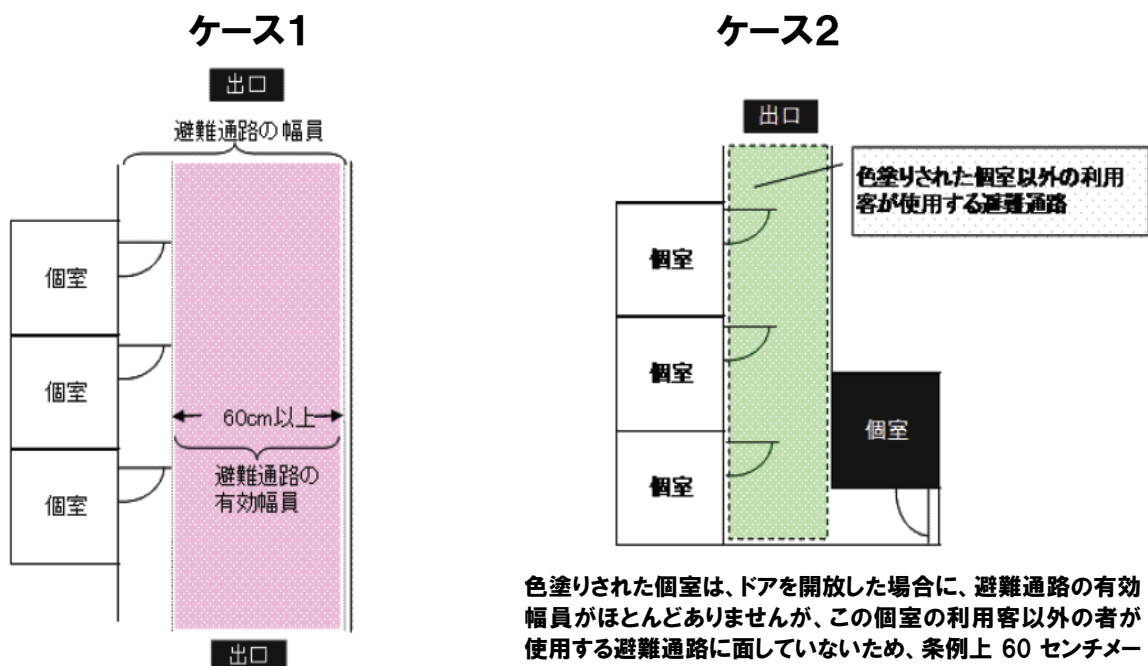
火災等の状況下では、避難者に戸を閉めて避難するという余裕はないため、開け放たれた戸が避難の支障にならないように、ドアクローザー等の自動閉鎖装置を設置しましょう。

※ただし、次の場合にはドアクローザー等の自動閉鎖装置が不要になります。

(横浜市火災予防規則第 20 条の2)

- 1 外開きの戸を開放した場合において、通路の有効幅員を常に 60 センチメートル以上確保できるもの。
- 2 1に掲げるもののほか、外開き戸のうち、当該戸が設けられた個室を利用する者以外の者が避難のために使用する通路に面しないもの。

自動閉鎖装置の設置が不要なケース



色塗りされた個室は、ドアを開放した場合に、避難通路の有効幅員がほとんどありませんが、この個室の利用客以外の者が使用する避難通路に面していないため、条例上 60 センチメートル以上の幅員を確保する必要はありません。



Point2 横浜市建築基準条例等による規制

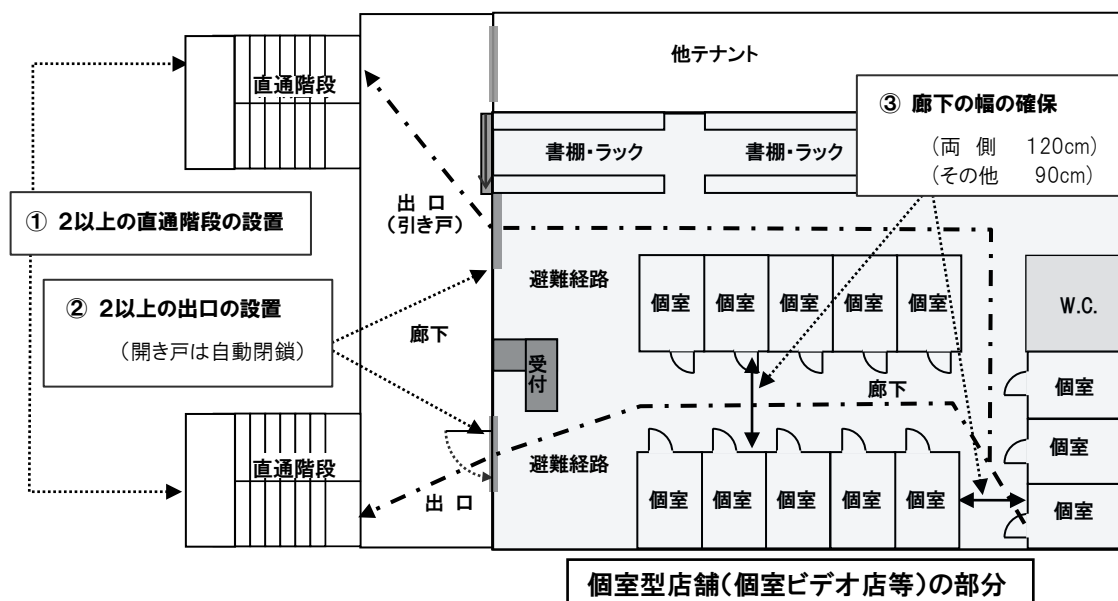
横浜市では、個室型店舗(個室ビデオ店等)を建築基準法の特殊建築物として位置付け、施設規模や形態により、避難安全に関する制限等を付加しています。

☆建築基準法による制限

- ・排煙設備、非常用照明、内装制限の規定の適用
- ・用途変更、定期報告^{※1}等の諸手続きの規定の適用

☆建築基準条例による制限の付加(横浜市建築基準条例第43条の2～第43条の4)

- ① 2以上の直通階段の設置 ② 2以上の出口の設置 ③ 廊下の幅員の確保



・定期報告^{※1}が必要な対象建築物 (横浜市建築基準法施行細則第6条、第7条)

市が指定する建築物等の所有者等は、それらが安全な状態であるか有資格者に調査させ、その結果を年1回、市へ報告する義務があります。

(床面積の合計が下表の数値を超えるもの・㎡)

建築物用途	種類	建築物	建築設備		
			機械換気	機械排煙	非常用照明
7	横浜市建築基準条例に規定する個室ビデオ店等	100	不要	500	500

(注) 個室ビデオ店等は、平成25年4月1日から対象となりました。

○お問い合わせ先

「横浜市建築基準条例」による規制等について

横浜市建築局建築指導部建築指導課 045-671-4531

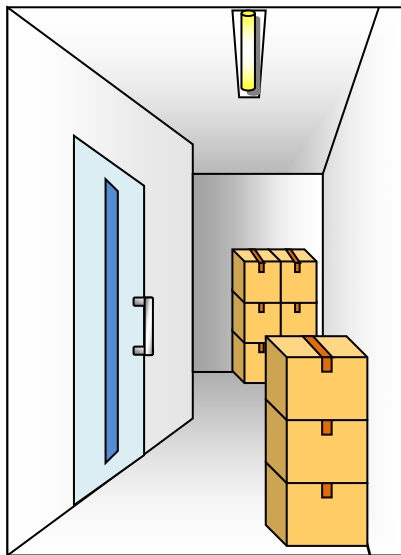
「定期報告」に関する対象建築物や報告手続き等について

横浜市建築局建築指導部建築指導課 045-671-4539

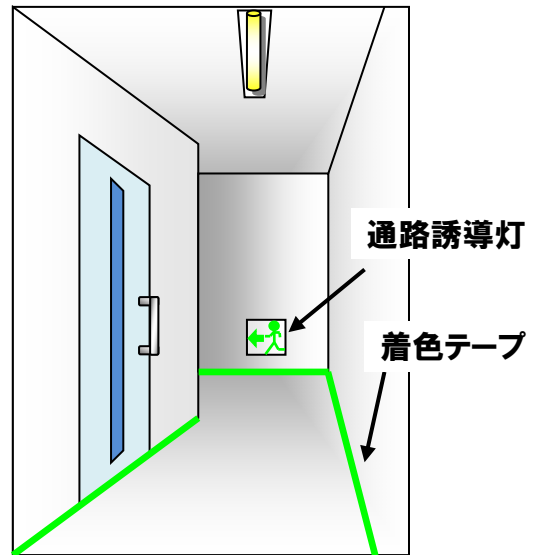
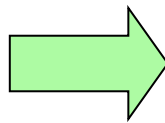
◆避難経路になる通路を明示する！

個室からの避難経路に該当する通路や防火設備の閉鎖障害となる床面の範囲を、着色テープ、敷物、タイル等により明示しておきましょう。

明示することにより、利用者が避難経路として認識するだけでなく、従業員に対しても、物品等を存置しないように維持管理する必要があるということを意識付けることができます。



スペースがあると物を置きがちになってしまいます。



避難経路を明示して、維持管理の必要性を意識付けましょう!!

◆避難経路上に商品陳列用の棚やラック等は設置しない！

商品陳列用の棚やラック等が避難経路上に設置されている場合、陳列されている商品は可燃性のものが多いため、一度火が点くと短時間で避難経路が遮断されることとなり、結果的に逃げ遅れを招いてしまうおそれがあります。

商品陳列用の棚やラック等は、避難経路上には設置しないようにしましょう。

◆避難経路図を掲示する！

火災等の緊急時には、利用客が円滑に避難行動をとることが求められます。

各個室内に、現在地、階段や避難器具等の避難施設の位置、避難経路等を記載した避難経路図を努めて掲示するようにしましょう。

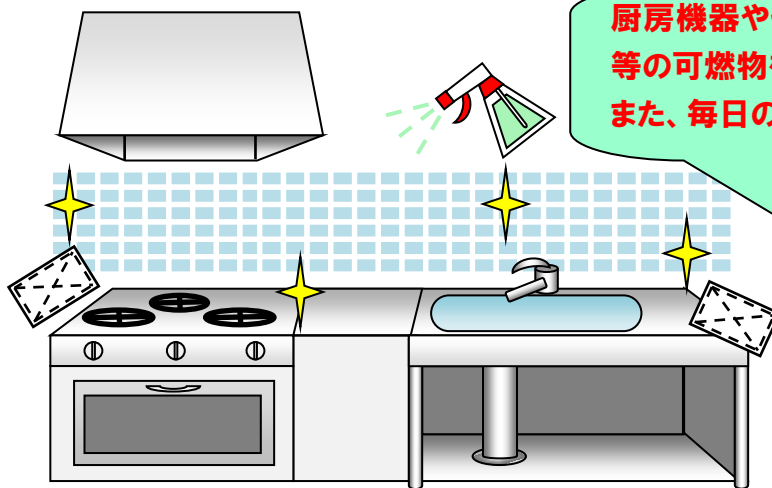
対策その3 出火・延焼防止対策

◆厨房機器等の清掃・点検を徹底する！

飲食の提供がある場合、調理作業により油脂が発生するため、厨房機器やその周辺は油で汚れています。汚れたままにしていると、溜まった油かすに調理作業中の火が着いて火災になることがあります。

また、油脂が発生する厨房の排気ダクトには、防火ダンパーや自動消火装置といった排気ダクトへの火炎の侵入を防止する設備が設置されていますが、溜まった油かすを除去せずに放置していると、正常に作動しない場合があります。

厨房機器やその周辺には可燃物を存置しないよう整理整頓を心掛け、防火ダンパーや自動消火装置が正常に作動するよう点検をこまめに行うとともに、毎日の清掃を徹底するようにしましょう。



厨房機器やその周辺には調味料や調理器具等の可燃物を置かないようにしましょう!!
また、毎日の清掃を心掛けましょう!!



◆燃えにくい建材・燃え広がりにくい家具等を使用する！

個室内で喫煙できる施設は出火危険も高くなります。火災になった時にも燃え広がることがないように、個室を形成する壁、天井、戸等は、不燃材料等の燃えにくい建材を使用しましょう。

また、利用客に貸し出されるブランケットや個室内に設置されているソファー、リクライニングシート等の家具類についても、火災時には延焼を拡大させる媒体になることがありますので、火が着いても燃え広がりにくい防災製品を使用しましょう。

不燃材料等のラベル例



個室を形成する建材等については不燃材料等の、家具類については防災製品等のラベルの付いたものを積極的に導入するようにしましょう!!

防災製品等のラベル例



対策その4 迅速な通報と定期的な巡回

◆119番通報要領を掲示する！

119番通報をする際のポイントは、急いで全てを話そうとせず、落ち着いて聞かれたことに正確に答えていくことです。

しかし、火災発生時は気が動転し、落ち着いて通報できなくなることがあります。いざという時にも落ち着いて通報できるよう、電話機の直近で見やすい位置に119番通報要領を掲示しておきましょう。



119番通報メモ

- 1 火事ですか・救急ですか?
火事です・(救急です)
- 2 住 所
市・区・町・村 町 丁目 番 号
建物(ビル)の名称・階数・店名は…
- 3 お店の名前は何ですか
- 4 何が燃えていますか(出火箇所はどこですか?)
- 5 目標となるもの
近くにある目標となるものは…
- 6 通報者の氏名
あなたの氏名
- 7 通報者の電話番号
電話番号
この電話の番号は… ()

◆定期的に施設内を巡回する！

トイレやシャワー室の清掃状況を定期的に点検するように、営業開始前又は引継交代時など、機会を捉えて施設内を巡回することを日頃の業務の中に取り入れ、喫煙管理・厨房廻りの火気管理の状況の確認、消火設備・排煙設備の設置位置の確認をするほか、避難経路が適切に維持管理されているかなどをチェックする習慣を付けるようにしましょう。

なお、巡回時のチェック項目については、消防計画で作成する自主点検チェックリスト等を活用すると効果的です。

※施設外にゴミ箱、ダンボール等雑物が存置されていると、放火される危険性が高くなります。施設外には雑物等をみだりに存置しないよう心掛けるとともに、必要に応じて施設外も巡回経路に含めるなど、放火されない環境作りにも努めましょう。

個室型店舗防火管理自主点検チェックリスト（例）

施設名			
点検実施日時		点検実施者	
喫煙・火気使用設備・器具の管理	<input type="checkbox"/>	利用客が吸ったたばこは、完全に火が消えているのを確認した後で、指定の場所に捨てているか。	
	<input type="checkbox"/>	各個室内に「寝たばこ禁止」等の注意喚起の掲示がされているか。	
	<input type="checkbox"/>	厨房廻りに可燃物等の存置がなく、整理整頓されているか。	
	<input type="checkbox"/>	厨房設備やフード等に油脂(油かす)が付着していないか。	
	<input type="checkbox"/>	火気の使用中は、その場を離れないで監視を行っているか。	
	<input type="checkbox"/>	施設内のコンセント付近にほこりがたまっていないか。	
避難施設の管理	<input type="checkbox"/>	避難経路となる廊下・階段は、有効幅員が確保されているか。	
	<input type="checkbox"/>	避難経路となる廊下・階段に、避難上支障となる物品等が置かれていないか。	
	<input type="checkbox"/>	防火戸、防火シャッターの閉鎖障害となるクサビや物品等が置かれていないか。	
	<input type="checkbox"/>	天井に設置された装飾品、商品陳列棚等が誘導灯の視認障害になっていないか。	
	<input type="checkbox"/>	避難経路図が各個室内の見やすい場所に設置されているか。また汚れ、剥がれ等がなく、適切に維持管理されているか。	
消防用設備等の管理	<input type="checkbox"/>	非常用進入口や排煙口の開放障害となる看板、目隠し及び物品等が置かれていないか。	
	<input type="checkbox"/>	消火器、自動火災報知設備の発信機及び排煙設備の手動起動装置等が見やすい場所に設置されているか。	
	<input type="checkbox"/>	屋内消火栓の前面や避難器具の周囲に物品等が置かれておらず、操作空間が確保されているか。	
	<input type="checkbox"/>	電話の直近に「119番通報要領」が掲示されているか。	
	<input type="checkbox"/>	事務所内に拡声器が設置されているか。	



従業員等が施設内を巡回する際には、消防計画で作成する自主点検チェックリストを活用すると、防火安全対策上重要なポイントを効率的かつ効果的にチェックすることができます!!

対策その5 消防訓練の実施

◆定期的に消防訓練を実施する！（消防法第8条）

個室型店舗の特徴の一つに、「少ない従業員で営業している」ことがあります。従業員が少なく、火災の発見、119番通報、避難誘導、初期消火が遅れると火災の拡大に繋がります。

個室型店舗の危険性を従業員全員（アルバイト従業員も含む。）が認識するとともに、火災時には、迅速かつ適確な行動がとれるように、常日頃から訓練を積み重ねることが重要です。



消防訓練実施上の留意事項!!



その1 119番通報、避難誘導、初期消火の各対応は一律に重要であるものの、個室型店舗の特性を考慮して、119番通報、避難誘導を初期消火よりも優先して行うようにしましょう（火災発見時に天井まで炎が届いていない場合は、初期消火を優先する方が効果的な場合もあります。）。

その2 出火場所を確認した場合には、速やかに119番通報をする必要があることから、現場の確認を行う者は、携帯電話又は電話の子機等を携帯するにしましょう。



その3 ヘッドホン等の使用や睡眠により、利用客が火災の発生に気付くのが遅れることを前提に、通常の消防用設備等による避難開始の動機付けに加えて、個室ごとに大声で叫んだり、ドアを強打するなど、2段階目の動機付けを与えるようにしましょう（5ページ参照）。

その4 個室が狭いスペースに密集した施設形態となっており、煙が滞留しやすいことから、少しでも避難時間を確保するために、早期に排煙設備を起動させるとともに空調設備を停止するようにしましょう。



その5 屋内消火栓設備は初期消火に非常に有効ですが、消火器に比べるとなじみがないことから、設置されている場合は、積極的に訓練に取り入れ、使用方法等について確認するようにしましょう。

個室型店舗での消防訓練の行動フロー



※個室型店舗の訓練では、通報・避難に主眼を置いています。火災発見時に天井まで炎が届いていない場合は、初期消火を優先する方が効果的な場合があります。

※個室型店舗の消防訓練については、総務省消防庁が「個室型店舗の消防訓練マニュアル」を作成しています。マニュアルは下記アドレスからご覧いただけます。

http://www.fdma.go.jp/pdf/2009/0729/koshitsu_kunren_manual.pdf

○「個室型店舗の防火安全対策マニュアル」の内容に関するお問い合わせ先
横浜市消防局予防部指導課 045-334-6632

○消防訓練などに関する相談は、気軽にお近くの消防署予防課にご相談ください。

鶴見消防署	045-503-0119	保土ヶ谷消防署	045-334-6696	青葉消防署	045-974-0119
神奈川消防署	045-316-0119	旭消防署	045-951-0119	都筑消防署	045-945-0119
西消防署	045-313-0119	磯子消防署	045-753-0119	戸塚消防署	045-881-0119
中消防署	045-251-0119	金沢消防署	045-781-0119	栄消防署	045-892-0119
南消防署	045-253-0119	港北消防署	045-546-0119	泉消防署	045-801-0119
港南消防署	045-844-0119	緑消防署	045-932-0119	瀬谷消防署	045-362-0119